

姫路市広告入り窓口封筒の寄付の取扱に関する要領

平成30年 5月17日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市広告事業実施要綱（平成27年7月1日施行）及び姫路市広告掲載基準（平成25年4月1日施行）に定めるもののほか、広告入り窓口封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 市が発行する各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認し、及び構成し、並びに広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口封筒を無償提供する事業者をいう。

(無償提供の募集方法)

第3条 市長は、無償提供者の募集を市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(無償提供者の申込方法)

第4条 無償提供の申込方法は次のとおりとする。

- (1) 市長は、窓口封筒の無償提供を希望する者に対し、広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第1号）に添付書類を添え、提出させるものとする。
- (2) 募集期間その他募集に必要な事項については、募集要項に定めるものとする。

(無償提供者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、提案内容、業務実績の評価項目ごとに採点し、一定の得点がある応募者のうち最高得点の一人を選定するものとする。

2 市長は、前項の評価において、複数の応募者が同等と判断される場合は、抽選により無償提供者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による結果を全ての申込者に通知するものとする。

(確認書の締結)

第6条 市長は、無償提供者と窓口封筒の作成及び無償提供に関する確認書を締結するものとする。

(設置期間)

第7条 窓口封筒の設置期間は、原則1年とする。ただし、市長は、無償提供者と協議の上設置期間を変更することができる。

(広告の掲載規格)

第8条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口封筒の大きさ
ア 角型3号

イ 角型6号

(2) 広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の35%以下

(製作上の注意事項)

第9条 市長は、窓口封筒の製作に当たっては、無償提供者に対し、次の各号に定める内容について配慮させるものとする。

- (1) 広告主の募集に当たり自らが決定者であることを明確にし、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないようにすること。
- (2) 広告に関する問い合わせ先は無償提供者であることを、窓口封筒に記載すること。
- (3) 広告内容、配色、形状等の窓口封筒の仕様について、事前に市長と協議すること。
- (4) 封筒の数量、納品時期及び設置場所について、市長の指示に従うこと。

(広告主)

第10条 窓口封筒に掲載する広告は、市税の滞納がない事業者のものとする。

(問題発生時の対応)

第11条 市長は、封筒の市の記載部分以外の部分に記載された広告等に関する苦情、その他問題が発生したときは、無償提供者の責任において速やかに解決させるものとする。

(回収及び代替措置)

第12条 市長は、無償提供者に対し、広告主に営業停止等の問題が生じた場合には、速やかに市長に通知させるとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供させるものとする。

(封筒の仕様変更)

第13条 市長は、無償提供者が封筒の仕様を変更しようとする場合は、変更の3箇月前までに変更事項を市に通知させ、その指示に従わせるものとする。

(利用の中止)

第14条 市長は、窓口封筒を設置することが不適當であると認めたときは、当該窓口封筒の設置を中止することができる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。